

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウクライナ国人道的地雷・不発弾対策促進のための情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ウクライナ国人道的地雷・不発弾対策促進のための情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00977

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月5日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国人道的地雷・不発弾対策促進のための情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月～2026年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の15%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度末(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年2月10日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年2月12日 12時まで
3	質問への回答	2025年2月14日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2025年2月21日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年3月7日10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/N4ieeMFDMD>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（4）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（4）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視

点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（3）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。
不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらかが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (3)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2022年2月のロシアによる侵攻以降、ウクライナでは地雷及び不発弾や未使用の弾薬等の残存爆発物による汚染が全国的に拡大した状況となっている。2022年11月のウクライナ国家非常事態庁（State Emergency Service of Ukraine：SESU）の発表によると、同国の汚染地域は全土の約30%にあたる175,000 km²（陸地）、15,000 km²（水中）であるとの報告がなされた。また侵攻後から2024年8月までに、地雷及び不発弾による被害により、1,286人も一般市民の死傷者が発生したとの報告もある（2024年10月、UNDP）。このような中、ウクライナ政府は地雷・不発弾対策に積極的に取り組み、2024年9月までに汚染地域面積を137,000km²まで減少させたが、依然として汚染地域は広大であり、復旧・復興、人々の安全・安心な暮らしへの重大な障害の一つとなっている。

国家非常事態庁（SESU）は、ウクライナにて人道的見地から地雷等爆発物の除去・処理を実施している機関である。SESUは、ロシアの侵攻に伴う膨大な除去ニーズに対応するために、ロシア侵攻以前の600人／120チーム体制から1,700人／300チームにまで増強させる方針である。このようなウクライナ政府による実施体制強化の動きを我が国も国際社会と支援することとしており、JICAは「ウクライナ地雷・不発弾対策に向けた情報収集・確認調査」を2022年9月に実施し、日本製の地雷探知機ALISのパイロット導入を進めるとともに、SESUの地雷・不発弾除去能力の強化を図るべく、地雷探知機や地雷除去機といった除去用機材のニーズを幅広く調査、その結果を踏まえ地雷・不発弾除去に必要な機材の供与やこれら機材の運用・維持管理に必要な能力強化支援へとつなげている。

一方、ウクライナ政府は地雷・不発弾対策にかかる総合戦略／計画の策定や総合調整を行う体制・機能についても整備を続けている。従前は複数の省庁（国防省、内務省）がそれぞれ担っていたこれら機能の主要部分を経済省に集約させるとともに、新たに人道的地雷・不発弾対策センターを設置、調整機能を持たせる

こととしている。更に経済省は、経済社会の復旧・復興を見据えた迅速・効率的・効果的な地雷・不発弾除去及び土地解放(注1)を推進するための諸施策の立案・実施について、新規技術の開発／導入や民間企業の地雷対策への参入促進、経済社会開発の側面も取り入れた情報・データ管理体制の構築、復旧・復興プロセスを見据えた地雷・不発弾対策の在り方の検討等に取り組んでいる。

(注1)地雷対策(調査、探査、除去)を実施し、当該土地が安全なものとして関係機関が認証を与え、社会・経済活動へと利用可能な状況へと復帰させること。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、経済省等による地雷・不発弾対策にかかる計画・調整実施機能の構築・強化を支援すべく、経済省が主要課題として取り組む、①地雷・不発弾対策への民間企業等の導入促進(地雷・不発弾対策の自国産業化)、②経済・社会開発のインパクトを勘案した地雷・不発弾対策促進・優先度付けにかかる情報・データベースの構築、③復旧・復興を視野に入れた地雷・不発弾対策の検討、④地雷・不発弾対策への女性の参画機会の拡大、⑤地雷・不発弾対策への新規技術の導入、⑥人材育成(情報管理等)にかかる関連情報の収集・分析を通じて課題やニーズを整理し、今後 JICA による協力が有望と考えられる課題として整理することを目的として実施する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 本調査の主たる焦点について

今回調査は、先行基礎情報収集確認調査や現在実施中の無償資金協力及び技術協力が対象としている「地雷実施実務機関(SESU)に対する地雷除去用機材(地雷探知機 ALIS、地雷除去機)にかかる運用・維持管理能力の強化」ではなく、人道的地雷・不発弾対策にかかる総合戦略・計画の策定等を担当する経済省に対し、これら対策にかかる計画・政策面の立案・実施強化に焦点を当てるものである。

(2) ウクライナ側関係機関について

ロシアによる侵攻以前のウクライナにおける人道的地雷・不発弾対策(注2)の実施体制は、国防省関係組織(国防省、国家特別交通サービス : State Special Transport Service of Ukraine(SSTS)、National Mine Action Authority (NMAA))、内務省関係組織(内務省、国家非常事態庁 : State Emergency Service

of Ukraine (SESU)、国境警備隊他)が存在し、戦時下の地雷・不発弾対策を国防省関係組織が、平時の対策を内務省関係組織が実施していた。ロシアによる侵攻以降、国防省はロシアによる侵攻に対応する一方、戦時下の地雷・不発弾対策の任に当たることとなっていたが、膨大な地雷・不発弾対策への要望に応えるため、内務省関係機関も参画し、対策に当たることとなった。一方、これにより地雷・不発弾対策にかかる全体政策・戦略の立案や総合調整の実施機能が複雑化し、非効率性が指摘される事態が生じた。そのため、ウクライナ政府は地雷・不発弾対策にかかる全体政策・戦略・計画の立案及び総合調整の任を経済省に集約することとし、また人道的地雷・不発弾対策にかかる総合調整機関として、新たに人道的地雷・不発弾対策センター(Center for Humanitarian Demining)を設立している。

この体制の下、ウクライナ政府は2023～2033年における人道的地雷対策の総合戦略(National Mine Action Strategy)を策定し、戦略目標を、①汚染の恐れのある土地の生産活動利用への復帰、②爆発物からの人々の保護、③人道的地雷対策にかかる管理体制(Management System)の構築とした。現在本戦略の下、人道的地雷・不発弾対策を具体的に進めるべく短期・中期・長期に区切って策定された実行計画(Operational Plan)を実施中である。

このようにウクライナ政府は効率的な人道的・地雷不発弾対策を進めるべく体制の整備や戦略策定に取り組んでいるが、体制については整備から日が浅く、より効率的な稼働のためには時間を要すると考えられること、また戦略を具体化させるための施策が矢継ぎ早に打ち出され、状況もめまぐるしく変化している。更にウクライナにおける人道的地雷・不発弾対策は国際的な関心も高く、国連や国際機関(GICHD等)、バイドナー、NGO等が積極的な支援を展開している。そのため、調査・情報収集に当たっては、経済省のみならず、関係機関(内務省、SESU他)やドナー(UNDP等)等、幅広い機関を対象に実施する必要がある。また、これら機関にアプローチ(特にウクライナ国内機関)する際には、当該機関と経済省との関係性を踏まえた対応が重要である。

(注2)ウクライナにはロシア侵攻以前から第二次大戦等による地雷・不発弾が存在し、これら除去には内務省の関係機関が対応していた。

(3) 調査にて取り上げる主要課題について

これまでの関連情報の収集や経済省との対話を通じ³、今回調査にて取り上げる主要な課題は上述の通り、①地雷・不発弾対策への民間企業等の導入促進(地雷・不発弾対策の自国産業化)、②経済・社会開発のインパクトを勘案した地雷・不発弾対策促進・優先度付けにかかる情報・データベースの構築、③復旧・復興を視野に入れた地雷・不発弾対策の検討、④地雷・不発弾対策への女性の参画機会の拡大、⑤地雷・不発弾対策への新規技術の導入、⑥人材育成(情報管理等)としている。一方、これら課題については、活動内容の複雑さや規模によって将来の協力のための課題として整理するために必要となる時間・リソース(資金等)が異なることから、これら全てに注力するのではなく、今回調査の期間や将来のJICAとの協力の発展可能性等を踏まえ、経済省とも協議しつつ重点的にアプローチすべき課題を特定、当該課題については掘り下げた検討を行う。

また人材育成については将来的な長期研修(留学プログラム)への発展も視野に入れつつ、必要とあらば本邦の大学への情報収集も念頭に置く。

(4) 現在実施中の協力との連携について

現在、JICAはウクライナ地雷・不発弾対策分野において以下の協力を実施済みしくは実施中である。調査実施に当たっては、これら協力関係者からも情報を入手するとともに、これら協力との相互補完性(我が国による対ウクライナ人道的地雷・不発弾対策としてのストーリー性)に留意する。

【基礎情報収集・確認調査】

- ・ウクライナ地雷・不発弾対策に向けた情報収集・確認調査 (終了)

地雷・不発弾対策の推進が喫緊の課題であるロシア侵攻直後のウクライナに対し、人道的地雷・不発弾対策の実務機関である国家非常事態庁(SESU)に対し、地雷・不発弾処理にかかる喫緊のニーズ(機材及び能力開発等)を把握するために必要な情報の収集・分析を実施。

【技術協力】

- ・人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト(2023年1月～実施中)

上記調査の結果も踏まえ、SESUに対し、主として無償資金協力等にて供与した処理用機材(地雷探知機ALIS、地雷除去機)にかかる運用・維持管理能力の強化をJICAが長年支援してきたカンボジア地雷対策センター(CMAC)との連携にて実施。

³ 「第3章 2. (4)配布資料／公開資料等」を参照すること。

【無償資金協力】

- ・ 緊急復興計画フェーズ 1 / 2 / 3 （実施中）

人道的地雷・不発弾対策の実務を担う内務省及び SESU に対し、処理用機材の供与（地雷探知機 ALIS、地雷除去機、車両等）及び人材育成拠点の整備（ヴィニツァ訓練所の拡張）を実施。

（5）現地への渡航について（遠隔調査、現地再委託の活用）

ウクライナの治安状況については依然として不透明であり、全面的な渡航解禁のタイミングは予測しがたい状況にある。そのため、今回調査中の現地渡航は真に必要な場合に限り、1回あたり渡航者数3名程度、現地滞在期間は5日間程度とせざるを得ない。については、この限られた渡航機会を有効に活用するための準備・工夫に努めるとともに、本邦等における文献及び遠隔会議による情報収集／意見交換並びに必要なに応じて現地傭人の活用や現地再委託も活用する。

（6）ウクライナにおける地雷除去活動時期について

ウクライナにおける人道的地雷・不発弾除去作業は、緊急の場合を除き、冬季（11月頃～3月）は気象条件（積雪等）の理由から実施されていない。現地渡航及び現地再委託によるパイロット事業の計画検討にあたっては、この点を留意する必要がある。

（7）ウクライナにおける地雷対策に関する国際会合について

2024年に岸田総理（当時）はゼレンスキー大統領との首脳会談の際、ウクライナにおける地雷対策に関する国際会合を日本にて開催する旨を表明している。当該会議について詳細は不明ではあるものの、①時期としては例年どおり10月頃開催される想定であること（2024年は10月17-18日 於スイス・ローザンヌ）、②他機関（GICHD等）との連携、が想定されている。JICAとしては本国際会議をウクライナに対する地雷・不発弾対策協力の重要性及びJICAによる協力実績・有効性を発信する好機と捉え、サイドイベント⁴等の開催の機会を積極的に模索していく方針である。その際には、これまでの会合における議論を踏まえるとともに、今回会合での協議事項（アジェンダ）や人道的地雷・不発弾対策をめぐる国際的な議論の動向も踏まえることで、より効果的な発信とすることを念頭においている。

⁴ 100名程度、1日間を想定

(8) 本邦招へいについて

日本側関係者との協議や視察等を目的としたウクライナ側関係者の本邦への招へい実施を想定している。具体的なテーマ等は調査時にウクライナ側との協議を通じて検討する。上記(6)のサイドイベントについては本邦招へいの枠組みを使つてのウクライナ側関係者の参加も検討する。

第4条 調査の内容

(1) インセプションレポートの作成

調査の実施方針・計画を取りまとめ、JICA や経済省と意見交換を行う。

(2) 基礎的な情報の収集・分析

・ 人道的地雷・不発弾による汚染状況・被害状況、地雷・不発弾対策への取組み状況(主として経済省)、ドナーからの支援等の情報を収集、分析、整理する。対象地域はウクライナ全土とする。

・ 調査手法は既存調査のレビューに加え、主としてオンラインによる調査を想定している。本邦人材が渡航する場合もしくはローカル人材を活用する場合にはキーウでの聞き取り調査等を行う。

・ 調査項目は以下の通り。

- 1) 地雷・不発弾による被害、汚染状況の確認(地雷や不発弾の賦存・被害状況、他ドナー・機関等によるベースライン調査等による地雷・不発弾リスクの把握状況、主要なセクター(市街地、農地、重要インフラ等)における地雷・不発弾被害／リスク状況等)
- 2) 地雷・不発弾対策にかかる国家戦略の内容及び具体化・進展状況及び今後の展望の把握。新設された人道的地雷・不発弾対策センター(Center for Humanitarian Demining)の活動状況
- 3) 人道的地雷・不発弾対策にかかる経済省を中心とした総合戦略・計画策定及び調整メカニズムの稼働状況及び今後の展望
- 4) 上記3)に関連する事項として他の人道的地雷・不発弾対策に従事している機関(国防省、内務省及び両省庁の関係組織)の動向

- 5) 地雷・不発弾対策への①民間企業等の導入促進、②技術開発・新規技術の導入、③情報管理(データベース構築、分析、AI 導入等)の方向性、④ジェンダーの視点の導入、にかかると国際的な状況調査
- 6) 経済省が関心を寄せる以下の項目にかかるとウクライナ国内及び経済省による取り組みの現状及び今後の方針・計画
 - ①地雷・不発弾対策への民間企業等の導入促進(地雷・不発弾対策の自国産業化)
 - ②経済・社会開発のインパクトを勘案した地雷・不発弾対策促進・優先度付けにかかると情報・データベースの構築
 - ③復旧・復興を視野に入れた地雷・不発弾対策の検討
 - ④地雷・不発弾対策への女性の参画機会の拡大
 - ⑤地雷・不発弾対策への新規技術の導入
 - ⑥人材育成(情報処理等)
- 7) 国際機関、他ドナー、国内 NGO や財団による協力内容、今後の計画の確認

(3) 現地パイロット事業の計画・実施

- ・上記(2)の結果及び経済省との協議を踏まえ、上記(2)5)の課題の中から現地パイロット事業として取り上げる活動を選定、パイロット事業実施計画を策定する。
- ・上記計画に基づき、経済省からの情報も得つつ、現地再委託業者を選定し、現地パイロット事業を実施する。
- ・現地パイロット事業の結果をレビューし、将来の JICA との協力の形成に有用な示唆等を抽出・整理する。

(4) 「ウクライナにおける地雷対策に関する国際会合」におけるサイドイベント企画・実施にかかると各種支援

- ・関連情報の収集・整理(これまでのウクライナにおける人道的地雷・不発弾対策をめぐる議論にかかると情報、今回の国際会議のアジェンダ等にかかると情報、他ドナーによる関心事項等)
- ・サイドイベント案及び実施計画の策定
- ・他ドナーとの共催・連携可能性の検討

- ・ サイドイベント開催にかかる支援の実施(出席者との連絡、本邦招へいの渡航手配等)

(5) 今後 JICA による協力が有望と考えられる課題の整理

- ・ 上記をもとに、短期～中長期における協力事業の形成の可能性について検討を行う。本分析には、当該協力にて取り上げるべき課題及び課題へのアプローチ方法、実施体制、おおよその期間及びコスト、留意点にかかるものを含む。

第5条 報告書等

提出期限、言語及び部数等は下記の通りとする。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
インセプションレポート	業務開始後1か月以内	日本語及び英語	電子データ及び簡易製本(先方政府への説明用)	電子データ: 1部 簡易製本: 10部
ドラフトファイナルレポート	業務開始後15ヵ月程度	日本語	電子データ	1部
先方政府説明用の要約資料	業務開始後16ヵ月	日本語及び英語	電子データ及び簡易製本(先方政府への説明用)	電子データ: 1部 簡易製本: 10部
ファイナルレポート(最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	電子データ CD-R	電子データ(PDF): 1部 CD-R: 1部

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

現時点で想定しているファイナルレポート記載内容は以下の通り。先方政府説明用の要約資料の内容は以下目次のうち、第3章と第4章を想定している。

第1章 調査の概要 1-1

- 1-1 調査の背景と目的
- 1-2 調査対象地域
- 1-3 調査の実施方法
- 1-4 調査団員
- 1-5 調査期間

第2章 地雷・不発弾汚染状況および対策に関する基礎的情報

- 2-1 ウ国の地雷・不発弾汚染状況および被害状況
- 2-2 地雷・不発弾対策の状況
- 2-3 ウ国の地雷・不発弾対策にかかる実施体制(含各機関の役割 民間、NGOを含む)
- 2-4 ウ国の地雷・不発弾対策にかかる政策(国家戦略、アクションプラン等)
- 2-5 ドナーによるウ国への地雷・不発弾対策分野への支援(体制・制度整備、戦略・計画策定、実務分野(除去、回避支援、被災者支援)等)

第3章 人道的地雷・不発弾対策における経済省の課題

- 3-1 ウ国の地雷・不発弾対策における経済省の役割(詳説)
- 3-2 経済省が現在取り組む課題・施策
- 3-3 人道的地雷・不発弾分野における経済省の重点課題の概要(情報システム構築、民間導入、技術開発、地域開発促進、WPS)及びそれらへの経済省の取組み状況と課題

※補足として以下を記載

- 1 人道的地雷・不発弾対策における国際的な技術開発及び民間導入促進施策の動向
- 2 ウクライナにて導入が検討されている技術開発及び民間導入促進施策

第4章 パイロット事業の概要

- 4-1 計画の内容
- 4-2 パイロット実施の結果
- 4-3 パイロット実施から得られた教訓・示唆等

第5章 地雷・不発弾対策に資する事業の検討

- 5-1 経済省が取り組む人道的地雷・不発弾対策分野における課題とニーズ
- 5-2 JICAとの協力が期待できる課題及びその概要
- 5-3 協力のポイント及び留意事項
- 5-4 まとめ・今後の支援に係る提言

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	情報の収集・確認方法。渡航機会に限られることが想定される中、必要な情報の収集・確認方法(含む具体的なウェブ上のデータソース、第三国の情報源の活用、ウクライナ側への情報・意向の確認方法等)	第4条(2)基礎的な情報の収集・分析
2	ウクライナ側の意向及び事情も踏まえたパイロット事業の計画立案及び実施管理方法	第4条(3)現地パイロット事業の計画・実施
3	サイドイベント企画・実施にかかる具体的な提案・実施支援方法	第4条(4)「ウクライナにおける地雷対策に関する国際会合」におけるサイドイベント企画・実施にかかる各種支援
4	ウクライナ側関係者(経済省を想定)の本邦招へいにかかる目的・内容等、具体的な提案	第3条(7)本邦招へい
5	将来的なJICA協力を活用可能	第4条(5)今後JICAによる協力が有

	な我が国の協カリソースや知見(二国間協カとしての我が国協カの「顔の見せ方」)	望と考えられる課題の整理
--	--	--------------

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：人道的地雷・不発弾対策や戦争等からの復旧・復興にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウクライナ国及び他の地雷・不発弾汚染国・地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年4月～2026年10月(目途)

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途 約28.28人月

本邦招へいに関する業務1.90人月を含みます（本経費は定額計上に含みます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 全13回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。また、現地事情を踏まえ、真に必要な人数の渡航とし、渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッドによる対応を奨励します。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地域の復旧・復興と組み合わせた地雷・不発弾対策事業
- 社会・経済的側面も考慮した地雷・不発弾対策にかかる情報データベースの構築
- 地雷・不発弾対策におけるWPS導入促進事業

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ウクライナ経済省から入手した JICA との協力事業案にかかる説明資料

2) 公開資料

- ウクライナ地雷・不発弾対策支援に向けた情報収集・確認調査
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051257.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	技術協力プロジェクトではないため、いわゆる「カウンターパート」は存在しませんが、経済省内にフォーカルポイント及び担当の配置はなされることを想定しています。
2	通訳の配置（英語もしくは日本語⇔ウクライナ語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無 ただし、ホテル等ではWIFIが利用できますが、念のためポータブルWIFI等を準備されることを勧めます。

実施機関の職員の多くは英語可であることから、実施機関との間に発生する電子メールによる英語でのコミュニケーションが可能です。一方、他のウクライナ関係機関とオンラインや現地にてコミュニケーションを取る場合には、ウクライナ語が必須となります。

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウクライナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外

としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

136,595,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（4）別見積としている項目、及び（5）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について

本案件は定額計上があります（163,157,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	第2章特記仕様書案第3条調査実施の留意事項（4）現地への渡航について（遠隔調査、現地再委託の活用	806,000 円	戦争特約保険料	旅費（その他）
2	サイドイベント参加者旅費	第2章特記仕様書案第4条調査の内容（4）「ウクライナにおける地雷対策に関する国際会合」におけるサイドイベント企画・実施にかかる各種支援	5,675,000 円	（サイドイベントを本邦招へいに組み込まない場合のみ）サイドイベント参加者の航空賃、日当、宿泊料	一般業務費（セミナー等実施関連費）
3	現地パイロット事業にかかる経費（地域の	第2章特記仕様書案第3条調査実施の留	50,000,000 円	調査費一式	現地再委託

	復旧・復興と組み合わせた地雷・不発弾対策事業)	意事項(4)現地への渡航について(遠隔調査、現地再委託の活用			
4	現地パイロット事業にかかる経費(社会・経済的側面も考慮した地雷・不発弾対策にかかる情報データベースの構築)	第2章特記仕様書案第3条調査実施の留意事項(4)現地への渡航について(遠隔調査、現地再委託の活用	50,000,000円	調査費一式	現地再委託
5	現地パイロット事業にかかる経費(地雷・不発弾対策におけるWPS導入促進事業)	第2章特記仕様書案第3条調査実施の留意事項(4)現地への渡航について(遠隔調査、現地再委託の活用	50,000,000円	調査費一式	現地再委託
6	本邦招へいにかかる経費	第2章特記仕様書案第3条調査実施の留意事項(7)本邦招へいについて	6,676,000円	報酬(事前業務(3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.5人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,156,000円)	報酬 国内業務費

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（7）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（8）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（9）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（10）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（11）その他留意事項

- 1）安全対策費、鉄道・車両費：JICA がポーランド空港到着からウクライナ滞在中を経てポーランド空港出発までの間の警護サービス・鉄道移動・車両の手配を行い、費用をJICA が負担します。（ポーランド国内では警護サービスは付けません）
- 2）それ以外の旅費：ウクライナ滞在中のホテル予約はウクライナ事務所が行いますが、宿泊費はJICA 事業関係者が支払ってください。宿泊料については、一律100ユーロ／泊として計上してください。また、ポーランドまでの往復の航空券、旅行保険（戦争特約付保）の手配、及び、ポーランド滞在中のホテル宿泊については、JICA 事業関係者で手配・支払いをお願いします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)